

第四十三回 参議院建設委員会會議録第十五号

昭和三十一年五月十六日(木曜日)  
午前十時三十八分開会

委員の異動

三月二十九日

中尾 辰義君

補欠選任

田上 松衛君

赤松 常子君

三月三十日

三木與吉郎君

補欠選任

熊谷太三郎君

河野 謙三君

白木義一郎君

中尾 辰義君

四月八日

本暮武太夫君

補欠選任

河野 謙三君

三木與吉郎君

五月六日

赤松 常子君

補欠選任

田上 松衛君

田上 松衛君

出席者は左の通り。

委員長

木村禎八郎君

理事

石井 桂君

石井 桂君

稲浦 鹿蔵君

増原 恵吉君

武内 五郎君

岩沢 忠恭君

熊谷太三郎君

三木與吉郎君

村上 春蔵君

米田 正文君

瀬谷 英行君

発議者

田中 一君

中尾 辰義君

田上 松衛君

稲浦 鹿蔵君

田中 一君

内閣総理大臣

松永 勇君

官房審議室長

徳安 實蔵君

総理府総務長官

松澤 雄蔵君

建設政務次官

松澤 雄蔵君

事務局側

常任委員

会専門員

武井 篤君

本日

の会議に付した案件

○砂防法の一部を改正する法律案(稲浦鹿蔵君外一名発議)

○近畿圏整備法案(内閣送付、予備審査)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(木村禎八郎君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

三月二十九日、田上松衛君、中尾辰義君が辞任せられ、その補欠として赤松常子君、白木義一郎君がそれぞれ選任されました。同月三十日、白木義一郎君、熊谷太三郎君、三木與吉郎君が辞任せられ、その補欠として中尾辰義君、本暮武太夫君、河野謙三君がそれぞれ選任されました。四月八日、本暮武太夫君、河野謙三君が辞任せられ、その補欠として熊谷太三郎君、三木與吉郎君がそれぞれ選任されました。

五月六日、赤松常子君が辞任せられ、その補欠として田上松衛君が選任されました。

○委員長(木村禎八郎君) 次に、先ほどの委員長及び理事打合会の結果を御報告いたします。

本日の議事は、初めに、砂防法の一部を改正する法律案の討論採決を行ない、本月十日予備付託になりました近畿圏整備法案の提案理由の説明並びに補足説明を聴取いたします。

○委員長(木村禎八郎君) それでは、これより本日の議事に入ります。

まず、砂防法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑はすでに終局してありますが、これより討論採決を行ないますが、この際、政府の所信の表明を求めたいと思います。

○政府委員(松澤雄蔵君) 砂防法の一部改正につきましては、法の制定の暁におきましては、その目的に合致するように十分に政府内部の連絡を密にして、条例の改正等が必要とすれば、直ちにそのような方向に持っていくべきです。いすれにいたしましても、目下各地方において川を持つておる、特に普通河川を持つておるところの市町村なり、住民が非常に困つておる段階でございますので、今回の法の改正は、これらに満ちた意味においてでき上がったものとわれわれは解釈をいたしております。したがって、政府内部においての予算的処置というふうな面に対しては、大蔵省方面とは特に密接な関係を結んでいかなきゃならぬ。それに従い条文の改正というふうな面も自然的に生まれてくるのじやなかろうか、かように考えておりますが、いすれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、十分に調整をはかりまして、御趣旨に沿うようにいたしました、かように存じます。

○委員長(木村禎八郎君) これより討論に入ります。

御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(木村禎八郎君) 速記つめて別

に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(木村禎八郎君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。砂防法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(木村禎八郎君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(木村禎八郎君) 御異議ないと認めます。よつてさうに決定いたしました。

○委員長(木村禎八郎君) 次に、近畿圏整備法案を議題といたします。

まず、提案理由の説明をお願いいたします。徳安総理府総務長官。

○政府委員(徳安實蔵君) 近畿圏整備法案につきましては、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

近畿圏は、西日本の中枢に位し、わが国経済発展の重要な一翼をなっております。ことに、阪神地区は、関東における京浜地区と並ぶわが国工業、商業の一大中心地でありまして、これが盛衰は、わが国経済の隆替に重大な影響を及ぼすものと申しても過言ではありません。しかるに、最近の産業の発展、人口の増大に伴い、当地区はますます過大都市の様相を呈するに至り、首都東京に匹敵する種々の問題を引き起こしつつあるのであります。すなわち、産業及び人口の過密化に伴い、道路、港湾等の狭隘化、工業用水の不足等産業基盤の行き詰まりが顕著となり、ひいては、公害の発生、地盤沈下等生活環境の劣悪化を招来し、当地住民の福祉に対する重大な脅威をもたらしております。すでに御存じのとおりであります。

このように阪神地区の過密状況に對して、眼を一たびその外周部に転ずるときは、農業または観光を中心とする、いわば広大な開発を要する地域が見られ、ようやく工業発展のきざしを見せつつある地域といえども、必ずしも産業基盤等が十分確保されているとはいえず、また、既成都市区域からの市街地の無秩序な拡大の様相も看取されるのであります。しかも、当地方は、名所、旧蹟、観光資源等も多いという特殊事情もからみ、それらの保存、開発が強く要請されております。

以上申し述べましたような実情にかんがみ、近畿圏内における既成の発展状況を正しつゝ、首都圏と並ぶわが国経済、文化等の中心としてふさわしい地位を保つため、すみやかに近畿圏の建設と秩序ある発展をはからなければなりません。すなわち、一方では、過密区域及びその近郊区域を整備して無秩序な膨張を防止しつゝ、産業、人口の分散をはかるとともに、他方、開発を要する区域は都市開発区域としてもろもろの産業基盤施設、生活環境施設等の充実を計画的にはかり、あわせて、当地方の特殊事情としての文化財、緑地、観光資源等の維持保存及び開発をはかる必要があります。これが本法律案を提出する理由であります。

次に、本法律案の要旨について申し上げます。

第一に、近畿圏整備計画の立案及びその実施等の事務を所掌するため、総理府の機関として、近畿圏整備本部を置き、その長は近畿圏整備部長官とし、国務大臣をもって充てることとしております。また、これとともに、総理府に、関係行政機関の職員、関係府県知

事、市長、学識経験者で組織する近畿圏整備審議会を設け、内閣総理大臣の諮問に應じて計画の策定及び実施に関する重要事項等について調査審議させ、また、内閣総理大臣に対して意見を述べさせることとしていたしております。

第二は、近畿圏整備計画の策定であります。これが本法律案の中核をなすものであります。この近畿圏整備計画は、基本整備計画及び事業計画に分かれますが、基本整備計画には、近畿圏における人口の規模及び配分、産業の配置、土地、水その他の資源の保全及び開発、都市の整備及び開発、交通体系の確立等に関する総合的、かつ、基本的な方針を定めるとともに、当該方針に基づき、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の設定に関する事項並びに産業基盤施設、国土保全施設、住宅及び生活環境施設、教育施設、観光施設等についての整備及び開発に関する計画を定めるものとされております。

したがって、計画的に市街地として整備する必要がある区域をいい、都市開発区域とは、既成都市区域への産業及び人口の過度の集中傾向を緩和し、それらの分散をはかるため、工業都市、住民都市等として開発することを必要とする区域であり、保全区域とは、近畿圏の特性にかんがみ、特に、文化財を保存し、緑地を保全し、または観光資源を保全し、もしくは開発する必要があると認める区域をいい、これらの区域を、内閣総理大臣が地方公共団体、審議会の意見を聞くとともに、関係行政機関の長に協議して指定することとしているのであります。

第三は、近畿圏整備計画に基づく事業の実施であります。整備計画に基づく事業は、それぞれ当該事業に関する法律に従い、国、地方公共団体または関係事業者が実施することになっておりますが、整備計画の円滑な実施をはかるため、これらの者はできる限り、整備計画の実施に協力すべきこととし、内閣総理大臣は、整備計画の実施に関し、必要な勧告をなし得ることとしたのであります。

なお、以上のほか、既成都市区域への産業及び人口の過度の集中を防止するため必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、工場、学校等制限区域を指定し得ること、近郊整備区域及び都市開発区域内における宅地の造成その他整備開発に關し、必要な事項は別に法律で定めること、政府は、計画実施のために必要な資金の確保等をはかるよう努めるべきこと、国は、事業計画に基づく事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に對し、普通財産を譲渡し得ること等の

規定を設け、近畿圏整備計画に基づく事業が適正かつ円滑に実施されるよう企図した次第であります。

以上申し述べましたように、本法律案を提案いたしましたのは、首都圏と並ぶわが国経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展をはかるために緊急を要するものと考えたからであります。去る第四十四回国会においても、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の共同提案として、これとは同趣旨の近畿圏整備に関する決議案が上程せられ、両院において可決されておることはすでに御承知のとおりであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(木村福八郎君) 次に、本案の補足説明をお願いいたします。松永内閣総理大臣官房審議室長。

○政府委員(松永勇君) 近畿圏整備法案の逐条の御説明を申し上げます。

近畿圏整備法案は、提案理由で説明いたしましたように、社会的、経済的に密接な関係のあります福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域から一部の区域を除いた一体的、かつ、広域的な区域を対象とし、その区域の特性に応じそれぞれ既成都市区域、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域を設定し、これらを整備開発することによつて、大都市の過大化傾向を防止するとともに、近畿圏における重要施設の整備を一そう推進し、もつて、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展をはかろうとするものであります。

したがって、以下同法案の各規定についてその概要を御説明することといたします。

第一章におきましては、総則として、この法律の目的及び用語の定義についての規定を設けております。すなわち、第一条におきましては、内閣総理大臣が総合的な近畿圏整備計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展をはかるため、この法律を制定するものであることを明確にいたしております。

また、第二条におきましては、近畿圏、近畿圏整備計画、既成都市区域、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の意義をそれぞれ定義しておりますが、これらのうち、既成都市区域、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域について若干の説明をいたしたいと存じます。

既成都市区域とは、大阪市、神戸市及び京都市の区域並びにこれら三大都市と連接する都市の区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進をはかる必要がある市街地の区域をいうのであります。近郊整備区域とは、既成都市区域の近郊で、当該既成都市区域の市街地の無秩序な拡大を防止するため、計画的に市街地として整備する必要がある区域をいうのであります。都市開発区域とは、既成都市区域への産業及び人口の過度の集中傾向を緩和し、近畿圏の地域内の産業及び人口の適正な配置をはかるために、既成都市区域及び近郊整備区域以外の地域の

市街地の無秩序な拡大を防止する

の整備を一そう推進し、もつて、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展をはかろうとするものであります。

の整備を一そう推進し、もつて、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展をはかろうとするものであります。

うち工業都市、住居都市その他の都市として開発することを必要とする区域をいうのでありますが、具体的には、内閣総理大臣の指定により定めることにいたしております。

保全区域とは、近畿圏の地域内において文化財を保存し、緑地を保全し、又は観光資源を保全し、もしくは開発する必要がある区域をいうのでありますが、具体的には、内閣総理大臣の指定により定めることにいたしております。

第二章は、近畿圏整備計画の立案、その計画の実施の連絡調整及び推進等の事務を所掌するため近畿圏整備本部を設置すること、並びにその組織に関する基本的事項を規定いたしましたものであります。すなわち、第三条は、近畿圏整備本部が、その所掌事務等から見て国家行政組織法第八条第一項の規定に基づいて、総理府の機関として置かれるものである旨を定めたものであります。

第四条は、本部の所掌事務について規定したものであり、この本部が、近畿圏整備計画の立案、その計画の実施に関する連絡調整及び推進その他近畿圏整備計画に関し、内閣総理大臣の権限に属する事務を処理する旨を定めたものであります。

第五条は、本部の組織について規定したものであり、近畿圏整備法の強力にして、かつ、円滑な実施をはかるため、本部の長官には、国務大臣を充てること、また、本部には専任の次長を置く等の旨を定めたものであります。

第三章は、内閣総理大臣の諮問機関として、近畿圏整備審議会を設けること、並びにその組織及び運営等の基本

的事項を規定いたしましたものであります。すなわち、第六条は、審議会の設置及びその所掌事務を規定したものであり、第七条は、審議会は、関係行政機関の職員、関係府県の知事及び関係指定都市の市長並びに学識経験者で組織する旨を規定しております。

第四章は、本法案の主眼をなします近畿圏整備計画の作成について規定したものであります。すなわち、第八条は、近畿圏整備計画は、基本整備計画及び事業計画とする旨を規定するとともに、基本整備計画においては、まず、近畿圏の人口の規模と配分、産業の配置、土地、水その他の資源の保全及び開発、都市の整備及び開発、合理的な交通体系の確立等に関する総合的、かつ、基本的な方針を定めなければならないこと。次に、この基本方針に基づき、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の設定に関する事項並びに産業基盤施設、国土保全施設、住宅及び生活環境施設等の諸施設のうちで、広域的かつ根幹となるべきものとして政令で定めるものの整備開発に関する計画を定めるものといたしております。また事業計画は、この基本整備計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画をいうのであります。

第九条は、近畿圏整備計画の立案及び決定手続について規定いたしております。すなわち、近畿圏整備部長官が、基本整備計画を立案するについては、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業

者に対し必要な協力を求めることができること。また、内閣総理大臣が、計画を決定するにつきましては、審議会の意見を聞くことはもちろんであります。計画の実効性を確保するため、関係行政機関の長及び関係府県の意見をあらかじめ十分に聞いて定めるものとしたしております。なお、この計画が決定されましたときは、これを広く公表することによりいたしまして、利害関係者に意見の申し出の機会を与える等の措置を講じているのであります。

第十五条は、既成都市区域への産業及び人口の過度の集中を防止し、都市

環境の整備改善をはかるために、大規模な工場、学校その他人口の増大をもたらす原因となる施設の新設または増設を制限する必要があるときは、別に既成都市区域における工場、学校等の制限に関する法律を定め、工場、学校等制限区域を指定することができるといたしております。

第十六条は、基本整備計画に基づく実際の事業については、それぞれ当該事業に関する法律の規定に従い、国、地方公共団体または関係事業者が実施する旨を規定したものであります。

第十七条及び第十八条は、基本整備計画に基づく事業の実効性を確保するため、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は計画の実施に関し、できる限り協力すること及び内閣総理大臣はこれらの者に対し計画の実施並びに計画に関する総合施策の実施をはかるために勧告等をなし得ることを規定したものであります。

第十九条は、事業計画に基づく事業用に供するため必要があると認めるときは、国は地方公共団体に対し、普通財産の譲渡をなし得ることを、第二十条は、政府は近畿圏整備計画を実施するため必要な資金の確保をはかり、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならないことをそれぞれ規定しております。

また、第二十一条におきましては、事業計画に基づき行なう地方公営企業の建設、改良等に充てるための地方債について、内閣総理大臣と自治大臣とが協議して定めるものについて、は、事情の許す限り、地方自治法に規定する許可を与えるものとし、これが

環境の整備改善をはかるために、大規模な工場、学校その他人口の増大をもたらす原因となる施設の新設または増設を制限する必要があるときは、別に既成都市区域における工場、学校等の制限に関する法律を定め、工場、学校等制限区域を指定することができるといたしております。

第十六条は、基本整備計画に基づく実際の事業については、それぞれ当該事業に関する法律の規定に従い、国、地方公共団体または関係事業者が実施する旨を規定したものであります。

第十七条及び第十八条は、基本整備計画に基づく事業の実効性を確保するため、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は計画の実施に関し、できる限り協力すること及び内閣総理大臣はこれらの者に対し計画の実施並びに計画に関する総合施策の実施をはかるために勧告等をなし得ることを規定したものであります。

第十九条は、事業計画に基づく事業用に供するため必要があると認めるときは、国は地方公共団体に対し、普通財産の譲渡をなし得ることを、第二十条は、政府は近畿圏整備計画を実施するため必要な資金の確保をはかり、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならないことをそれぞれ規定しております。

また、第二十一条におきましては、事業計画に基づき行なう地方公営企業の建設、改良等に充てるための地方債について、内閣総理大臣と自治大臣とが協議して定めるものについて、は、事情の許す限り、地方自治法に規定する許可を与えるものとし、これが

企業債の確保をはかることにいたしております。

第二十二條は、福井県については、近畿圏整備計画と、北陸地方開発促進法に基づき北陸地方開発促進計画とが重複することになりますので、両計画の調整を必要とする場合においては、内閣総理大臣は、審議会と北陸地方開発審議会の意見を聞いて調整をはかることにいたしております。

以上御説明いたしました事項のほか、本法の附則におきまして、本法の施行期日あるいは施行のため必要な関係法律の改正を行なうとするものであります。

本法案の内容は以上のとおりであります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(木村福八郎君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(木村福八郎君) 速記をつけ

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(木村福八郎君) なお、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

建築基準法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人から意見を聴取してはいかかと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(木村福八郎君) 御異議ないと認めます。

参考人の人選その他の手続につきましては、委員長及び理事に御一任願いた



急事である。昨年中の交通事故をその原因から検討すると連続進行による追突事故が八百九十四件発生し、全交通事故の一〇・四パーセントを占めたが、その因をなした多くに駐車車としていた車両に道を狭められ又は事故発生となつた結果による場合がある。なお、昨年中駐車中の車に追突した事故による死亡者が十一人に及んでいる。そこで道路に放置しておく故障車をよせ、又は駐車車する場合に必要な駐車施設が道路端に必要であるから、道路管理者による駐車施設（一、三台収容できる駐車場待避場）及び市町村による駐車場を設置せられたいとの請願。

五月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、河川法の改正に関する請願（第二六三〇号）

第二六三〇号 昭和三十八年四月二十四日受理

河川法の改正に関する請願  
請願者 長野県議会議長 中村 治郎

紹介議員 林 虎雄君

河川法について、政府当局においては、都道府県知事の権限である重要河川の管理権を国に移管することを含む画期的な改正法案を今国会に提案する予定であると伝えられているが、河川は、地域住民の日常生活その他諸般の行政に密接な関連をもつていたため、地方自治行政の円滑な運営をはかる必要上、河川の管理については、現行法どおり国の機関委任として、地域行政を総括する都道府県知事が管理し、国は監督指導するものとするのが適当

と考えるから、改正法案の立法過程において、十分に地方公共団体の意見を尊重し、知事の権限を縮小することのないよう配慮せられたいとの請願。

五月六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、新住宅市街地開発法案

新住宅市街地開発法案

目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 新住宅市街地開発事業

第一節 測量、調査及び事業用地の取得等（第七条—第二十条）

第二節 事業計画及び処分計画（第二十一条—第二十六条）

第三節 造成施設等の処分等（第二十七条—第三十条）

第四章 罰則（第五十二条—第六十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、人口の集中の著しい市街地の周辺の地域における住宅市街地の開発に関し、新住宅市街地開発事業の施行その他必要な事項について規定することにより、健全な住宅市街地の開発及び住宅に困窮する国民のための居住環境の良好な住宅地の大規模な供給を図り、もつて国民生活の安定に寄与することを目的とする。

（定義）  
第二条 この法律において「新住宅市街地開発事業」とは、この法律で定めるところに従つて行なわれる宅地の造成、造成された宅地の処分及び宅地とあわせて整備されるべき公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業をいう。

2 公益的施設の整備に関する事業が前項の事業にあわせて行なわれる場合においては、その事業は、新住宅市街地開発事業に含まれるものとする。

3 この法律において「施行者」とは、新住宅市街地開発事業を施行する者をいう。

4 この法律において「施行地区」とは、新住宅市街地開発事業を施行する土地の区域をいう。

5 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、下水道その他政令で定める公共の用に供する施設をいう。

6 この法律において「宅地」とは、建築物、工作物又はその他の施設の敷地で、公共施設の用に供するものの以外のものをいう。

7 この法律において「公益的施設」とは教育施設、医療施設、官公庁施設、購買施設その他の施設で、居住者の共同の福祉又は利便のため必要なものをいう。

8 この法律において「造成施設等」とは、新住宅市街地開発事業により造成された宅地その他の土地及び整備された公共施設その他の施設をいう。

9 この法律において「造成宅地等」とは、造成施設等のうち、公共施設及びその用に供する土地以外のものをいう。

10 この法律において「処分計画」とは、施行者が行なう造成施設等の処分に関する計画をいう。

（新住宅市街地の開発に関する都市計画）  
第三条 建設大臣は、次の各号に掲げる条件に該当する土地の区域について、新住宅市街地開発事業を施行すべきことを、都市計画法（大正八法律第三十六号）の定める手続によつて、都市計画として決定することができる。

一 人口の集中に伴う住宅の需要に応ずるに足りる適当な宅地が著しく不足し、又は著しく不足するおそれがある市街地の周辺の区域で、次に掲げる要件を備えているものであること。

イ 良好な住宅市街地として一体的に開発される自然的及び社会的条件を備えていること。

ロ 当該区域を住宅市街地とするために整備されるべき主要な公共施設に関する都市計画が決定されていること。

二 当該区域内において建築物の敷地として利用されている土地がきわめて少ないこと。

三 一以上の住区（一ヘクタールあたり百人から三百人を基準として約一万人が居住することができるところで、住宅市街地を構成する単位となるべきものをいう。以下次条において同じ。）を形成することができ、規模の区域であること。

四 当該区域が建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十八条第一項の住居地域及び商業地域内にあつて、その大部分が同法第五十条第一項の住居専用地区内にあること。

第四条 前条の都市計画は、次の各号に掲げるところに従つて決定しなければならない。

一 道路、公園、下水道その他の施設に関して都市計画が決定されている場合においては、その都市計画に適合するように定めること。

二 各住区が、地形、地盤の性質等から想定される住宅街地の状況等を考慮して、適正な配置及び規模の道路、近隣公園（主として住区内の居住者の利用に供することを目的とする公園をいう。）その他の公共施設を備え、かつ、住区内の居住者の日常生活に必要な公益的施設の敷地が確保された良好な居住環境のものとなるように定めること。

三 当該区域が、前号の住区を単位とし、各住区を結ぶ幹線道路その他の主要な公共施設を備え、かつ、当該区域にふさわしい相当規模の公益的施設の敷地が確保されることにより、健全な住宅市街地として一体的に構成されることがなるように定めること。

(新住宅市街地開発事業の施行)  
第五條 新住宅市街地開発事業は、都市計画事業として施行する。

(施行者)  
第六條 都市計画法第五條の規定は、新住宅市街地開発事業には適用しない。

2 新住宅市街地開発事業は、地方公共団体又は日本住宅公団で、建設大臣に新住宅市街地開発事業を施行することを申し出たものが施行する。

第二章 新住宅市街地開発事業  
第一節 測量、調査及び事業用地の取得等  
(測量及び調査のための土地の立入り等)  
第七條 新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行のため他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう必要がある場合において、その必要の限度において、他人の占有する土地に、みずから立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合においては、その立ち入ろうとする者は、立入りの

際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(障害物の伐除及び土地の試掘等)  
第八條 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行なう者は、その測量又は調査を行なうにあたり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下この条、次条及び第五十五

条において「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下この条、次条及び第五十五條において「試掘等」という。)を行なうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行なうことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あ

らかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なうとする者は、伐除しようとする日又は試掘等を行なうとする日の三日前までに、その旨を当該障害物又は当該土地若しくは障害物の所有者及び占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により障害物を伐除しようとする場合(土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。)において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいらないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、新住宅市街地開発事業を施行しようとする者若しくは施行者又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することとができる。この場合において、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。

(証明書の携帯)  
第九條 第七條第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行なうとする者は、その身分

を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前二項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(土地の立入り等に伴う損失の補償)  
第十條 新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、第七條第一項又は第八條第一項若しくは第三項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、損失を与えた者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、損失を与えた者又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(測量のための標識の設置)  
第十一條 新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行に必要な測量を行なうため必要がある場合においては、建設省令で定める標識を設けることができる。

2 何人も、前項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得な

いで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(関係簿書の閲覧等)  
第十二條 新住宅市街地開発事業を施行しようとする者又は施行者は、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行のため必要がある場合においては、新住宅市街地開発事業を施行しようとする者、又は施行する土地を管轄する登記所に對し、又はその他の官公署の長に對し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(建築行為等の制限)  
第十三條 都市計画事業として決定された新住宅市街地開発事業を施行すべき土地の区域内において、新住宅市街地開発事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築を行ない、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行なうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項に規定する許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見をきかなければならない。

3 都道府県知事は、第一項に規定する許可をする場合において、新住宅市街地開発事業の施行のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附するこ

とができる。この場合において、これらの条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定に違反し、又は前項の規定により附した条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、新住宅市街地開発事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。

5 都道府県知事は、前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとするときは、あらかじめ、その原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、これらの者が正当な理由がなく聴聞に応じないときは、この限りでない。

6 第四項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事は、それらの者の負担において、その措置をみずから行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせること

ができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事は、その命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならぬ。

7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならぬ。

第十四条 第六條第二項の申出をしたときは、施行者は、すみやかに、建設省令で定める事項を公告するとともに、建設省令で定めるところにより、自己が新住宅市街地開発事業を施行すべき土地の区域内の土地又は土地及びこれに定着する建築物その他の工作物（以下次条及び第五十八條において「土地建物等」という。）の有償譲渡について、次条の規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じ、かつ、自己が施行する新住宅市街地開発事業の概要について、その施行すべき土地の区域内の土地及びその附近地の住民に説明し、これらの者から意見を聴取する等の措置を講ずることにより、事業の施行についてこれらの者の協力が得

られるように努めなければならない。

第十五条 前条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に新住宅市街地開発事業を施行すべき土地の区域内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は、当該土地建物等、その予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積もつた額。以下この条において同じ。）及び当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方その他建設省令で定める事項を書面で施行者に届け出なければならない。

ただし、当該土地建物等の全部又は一部が文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十六条（同法第五十六条の十四において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものである場合は、この限りでない。

2 前項の規定による届出があつた後三十日以内に施行者が届出をした者に対し届出に係る土地建物等を買収する旨の通知をしたときは、当該土地建物等について、施行者と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

3 第一項の届出をした者は、前項の期間（その期間内に施行者が届出に係る土地建物等を買収しない旨の通知をしたときは、その時点までの期間）内は、当該土地建物等を譲り渡してはならない。

（土地の買取請求）

第十六条 都市計画事業として決定された新住宅市街地開発事業を施行すべき土地の区域内の土地の所有者は、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、当該土地の時価で買収するべきことを請求することができる。ただし、当該土地が他人の権利の目的となつてゐる場合及び当該土地に建築物その他の工作物又は立木に関する法律（明治四十二年法律第二十二号）第一条第一項に規定する立木がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定により買収するべき価額については、施行者と土地の所有者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、施行者又は土地の所有者は、収用委員会の裁決を申請することができる。

4 前項の規定による収用委員会の裁決及びその裁決に不服がある場合の訴えについては、土地収用法第九十四条第三項から第十二項まで及び第三百三十三條の規定の例による。

（新住宅市街地開発事業のための土地等の収用）

第十七条 施行者は、新住宅市街地開発事業の施行のため必要がある場合においては、新住宅市街地開発事業を施行すべき土地の区域内の土地又はその土地にある土地収用法第五條第一項各号に掲げる権利を収用することができる。

2 前項の規定により土地又は権利が収用される場合において、権原

により当該土地又は当該権利の目的である土地に建築物その他の土地に定着する工作物を所有する者は、その工作物の収用を請求することができる。

（材料置場等の施設の設置のための土地等の使用）

第十八条 施行者は、新住宅市街地開発事業の施行のため欠くことのできない材料置場等の施設を設置するため必要な土地又はこれに関する所有権以外の権利を使用することができる。

（土地収用法の適用等）

第十九条 第十七條第一項の規定による収用又は前条の規定による使用に關しては、この法律に特別の規定がある場合のほか、土地収用法の規定を適用する。

2 都市計画法第十九條及び第二十條の規定は、第十七條第一項の規定による収用又は前条の規定による使用について準用する。

3 土地収用法第八十七條の規定は、第十七條第二項の規定による収用の請求について準用する。

（生活再建のための措置）

第二十条 施行者は、新住宅市街地開発事業の施行に必要な土地等を提供したため生活の基礎を失ふこととなる者の申出があつた場合においては、事情の許す限り、その者に對し、住宅のあつせんその他その受ける補償と相まつて行なうことが必要と認められる生活再建のための措置を講ずるよう努めるものとする。

第二節 事業計画及び処分計画

(事業計画及び処分計画)

第二十一条 施行者は、事業計画及び処分計画を定めなければならない。

2 事業計画においては、建設省令で定めるところにより、施行地区（施行地区を工区に分けるときは、施行地区及び工区）、設計及び資金計画を定めなければならない。

3 処分計画においては、造成施設等の処分方法及び処分価額に関する事項並びに処分後の造成宅地等の利用の規制に関する事項を定めなければならない。

4 この法律に規定するもののほか、事業計画及び処分計画の設定の技術的基準その他事業計画及び処分計画に関し必要な事項は、建設省令で定める。

(処分計画の認可等)

第二十二條 施行者は、処分計画を定めようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとする場合（建設省令で定める軽微な變更を除く。）においても、同様とする。

2 施行者は、事業計画を定めた場合においては、建設省令で定めるところにより、これを建設大臣に届け出なければならない。これを變更した場合（建設省令で定める軽微な變更をした場合を除く。）においても、同様とする。

(処分計画の基準)

第二十三條 処分計画においては、造成宅地等は、政令で特別の定めをするものを除き、少なくとも次の各号に掲げる要件を備えた者を公募し、それらの者のうちから公正な方法で選考して譲受人を決定するよう定めなければならない。

一 自己若しくは使用人の居住又は自己若しくは使用人の居住又は自己の業務の用に供する土地又は建築物を失つた者その他の者で政令で定めるところにより、他の者に優先して必要な宅地を譲り受ける機会を与えるよう定めなければならない。

二 譲渡の対価の支払能力がある者であること。

第二十四條 処分計画においては、造成宅地等の処分価額は、居住又は営利を目的とし、業務の用に供されるものについては、当該造成宅地等の取得及び造成又は建設に要する費用（公共施設及び公益的施設の整備に要する費用のうち当該造成宅地等である宅地に配分されるべき費用を含む。以下この条において同じ。）を基準とし、かつ、当該造成宅地等の位置、品位及び用途を勘案し、営利を目的とする業務の用に供されるものについては、類似等の時価を基準とし、かつ、当該造成宅地等の取得及び造成又は建設に要する費用並

びに当該造成宅地等の位置、品位及び用途を勘案して決定するよう定めなければならない。

第二十五條 処分計画においては、処分後の造成施設等のうち、都市計画が決定されているものについては、その他の公益的施設等の施設については居住者の共同の福祉及び利便に資するよう、各街区内の建築物の敷地については当該街区にふさわしい規模及び用途の建築物が建築されるよう定めなければならない。

(事業計画及び処分計画に関する協議)

第二十六條 施行者は、事業計画又は処分計画を定め、又は變更しようとするときは、あらかじめ、事業計画若しくは処分計画又はその變更に係る公共施設の管理者又は管理者となるべき者その他政令で定める者に協議しなければならない。

第三節 造成施設等の処分

(工事完了の公告)

第二十七條 施行者は、施行地区（施行地区を工区に分けたときは、工区。以下この条において同じ。）の全部について工事（事業計画で特に定める工事を除く。）を完了したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事（施行者が日本住宅公団であるときは、建設大臣。以下この条において同じ。）に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る工事が事業計画に適合してい

ると認めるときは、遅滞なく、当該施行地区について工事が完了した旨を公告しなければならない。

(新住宅市街地開発事業の施行により設置された公共施設の管理)

第二十八條 新住宅市街地開発事業の施行により公共施設が設置された場合においては、その公共施設は、前条第二項の公告の日の翌日において、その公共施設の存する市町村の管理に属するものとする。ただし、他の法律に基づき管理すべき者が別にあるとき、又は処分計画に特に管理すべき者の定めがあるときは、それらの者の管理に属するものとする。

2 施行者は、前条第二項の公告の日以前においても、公共施設に関する工事が完了した場合においては、前項の規定にかかわらず、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

3 施行者は、前条第二項の公告の日の翌日において、公共施設に関する工事を完了していない場合においては、第一項の規定にかかわらず、その工事が完了したときにおいて、その公共施設を管理すべき者にその管理を引き継ぐことができる。

4 公共施設を管理すべき者は、前二項の規定により施行者からその公共施設について管理の引継ぎの申出があつた場合においては、その公共施設に関する工事が事業計画において定められた設計に適合しない場合のほか、その引継ぎを拒むことができない。

(公共施設の用に供する土地の帰属)

第二十九條 新住宅市街地開発事業の施行により、従前の公共施設に代えて新たな公共施設が設置されることとなる場合においては、従前の公共施設の用に供していた土地で国又は地方公共団体が所有するものは、第二十七條第二項の公告の日の翌日において施行者に帰属するものとし、これに代わるものとして処分計画で定める新たな公共施設の用に供する土地は、その日においてそれぞれ国又は当該地方公共団体に帰属するものとする。

2 新住宅市街地開発事業の施行により設置された公共施設の用に供する土地は、前項に規定するもの及び処分計画で特別の定めをしたものを除き、第二十七條第二項の公告の日の翌日において、当該公共施設を管理すべき者（その者が、国の機関であるときは国、地方公共団体の機関であるときは当該地方公共団体）に帰属するものとする。

(造成施設等の処分)

第三十條 施行者は、造成施設等をこの法律及び処分計画に従つて処分しなければならない。

2 地方公共団体がこの法律の規定により行なう造成施設等の処分については、当該地方公共団体の財産の処分に関する法令の規定は、適用しない。

(建築物の建築義務)

第三十一條 施行者から建築物を建築すべき宅地を譲り受けた者（そ

の承継人を含むものとし、国、地方公共団体、日本住宅公団その他政令で定める者を除く。）は、その譲受けの日の翌日から起算して二年以内に、処分計画で定める規模及び用途の建築物を建築しなければならない。

（造成宅地等に関する権利の処分の制限）

第三十二条 第二十七条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、造成宅地等又は造成宅地等である宅地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、質権、使用賃借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転については、建設省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の承認を受けなければならない。ただし、次の各号の一に掲げる場合は、この限りでない。

一 当事者の一方又は双方が国、地方公共団体、日本住宅公団その他政令で定める者である場合

二 相続その他の一般承継により当該権利が移転する場合

三 滞納処分、強制執行、競売法（明治三十二年法律第十五号）による競売又は企業担保権の実行により当該権利が移転する場合

四 土地取用法その他の法律により取用され、又は使用される場合

五 その他政令で定める場合

ものであるかどうか、及びその設定又は移転の相手方が処分計画に定められた処分後の造成宅地等の利用の規制の趣旨に従つて当該造成宅地等を利用すると認められるものであるかどうかを考慮してしなければならない。

3 第一項に規定する承認には、処分計画に定められた処分後の造成宅地等の利用の規制の趣旨を達成するため必要な条件を附することができ、この場合において、その条件は、当該承認を受けた者に不当な義務を課するものであつてはならない。

（買戻権）

第三十三条 施行者は、新住宅市街地開発事業により造成された宅地を譲り渡す場合においては、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百七十九条の定めるところに従い、当該譲渡の日から第二十七条第二項の公告の日の翌日から起算して十年を経過する日までの期間を買戻しの期間とする買戻しの特約をつけなければならない。

2 前項の特約に基づく買戻権は、施行者から宅地を譲り受けた者又はその承継人が第三十一条若しくは前条第一項の規定に違反した場合は前条第三項の規定により附された条件に違反した場合に限り、行使することができる。

3 前項の規定にかかわらず、同項の宅地又はその上に建築された建築物に関し前条第一項の承認を受けて権利を有する者があつたとき、又は前項の違反事実があつた日から起算して三年を経過したとき

は、第一項の特約に基づく買戻権は、行使することができない。

4 第一項の規定により買戻した宅地は、処分計画の趣旨に従つて処分しなければならない。

（図書の備置き等）

第三十四条 施行者は、第二十七条第二項の公告があつたときは、造成施設等の存する市町村の長に対し、建設省令で定めるところにより、当該造成施設等の存する区域を表示した図書を送付しなければならない。

2 前項の図書の送付を受けた市町村長は、第二十七条第二項の公告の日の翌日から起算して十年間、その図書を当該市町村の役場に備え置いて、関係人の請求があつたときは、これを閲覧させなければならない。

3 都道府県知事は、建設省令で定めるところにより、第二十七条第二項の公告をした日の翌日から起算して十年間、新住宅市街地開発事業が施行された土地の区域内の見やすい場所に、新住宅市街地開発事業が施行された土地である旨を表示した標識を設置しなければならない。

4 何人も、前項の規定により設けられた標識を都道府県知事の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

第三章 雑則

第三十五条 新住宅市街地開発事業に要する費用は、施行者の負担とする。

2 施行者は、政令で定める幹線街路、終末処理場その他の重要な公共施設で他の施行者の施行する新住宅市街地開発事業に係る施行地区内の居住者の利便に供されることとなるものの整備に要する費用について、当該他の施行者に対し、その一部の負担を求めることができる。

（新住宅市街地開発事業の引継ぎ）

第三十六条 現に施行されている新住宅市街地開発事業の施行地区となつていない区域については、その施行者の同意を得なければ、その施行者以外の者は、新住宅市街地開発事業を施行することができない。

2 現に施行されている新住宅市街地開発事業の施行地区となつていない区域については、前項の同意を得て、新たに施行者となつた者があつた場合においては、その新住宅市街地開発事業は、新たに施行者となつた者に引き継がれるものとする。

3 前項の規定により新住宅市街地開発事業を引き継いで施行することとなつた施行者は、引き継がれることとなつた施行者が新住宅市街地開発事業の施行に関して有していた権利義務（その者がその施行する新住宅市街地開発事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

4 第二項の場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により従前の施行者がした処分、手続その他の行為は、新たに

施行者となつた者がしたものとみなし、従前の施行者に対してした処分、手続その他の行為は、新たに施行者となつた者に対してしたものとみなす。

（関係簿書の備付け）

第三十七条 施行者は、建設省令で定めるところにより、新住宅市街地開発事業に関する簿書をその事務所に備え付けておかなければならない。

2 利害関係人から前項の簿書の閲覧の請求があつた場合においては、施行者は、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。

（書類の送付に代わる公告）

第三十八条 施行者は、新住宅市街地開発事業の施行に関し書類を送付する場合において、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだとき、又は過失がなく、その者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないときは、その書類の内容を公告することをもつて書類の送付に代えることができる。

2 前項の公告があつた場合においては、その公告の日の翌日から起算して十日を経過した日に、当該書類が送付を受けるべき者に到達したものとみなす。

（資金の融通等）

第三十九条 国は、施行者に対し、新住宅市街地開発事業に必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

（技術的援助の請求）

第四十条 都道府県及び日本住宅公団は建設大臣に対して、市町村は

建設大臣及び都道府県知事に対して、新住宅市街地開発事業の施行の準備又は施行のため、それぞれ新住宅市街地開発事業に關し専門的知識を有する職員、技術的援助を求めることができる。

(施行者等に対する監督)

第四十一条 建設大臣は、施行者が定めた事業計画又は施行者が行なう工事若しくは処分が、この法律、この法律に基づく命令若しくは新住宅市街地開発事業につき都市計画法第三条の規定により決定された都市計画事業の内容又は事業計画若しくは処分計画に従つていないと認める場合においては、その施行者に対し、新住宅市街地開発事業の適正な施行を確保するため必要な限度において、事業計画の変更又は工事の中止若しくは変更若しくは処分の差止めその他必要な措置を命ずることができる。

2 建設大臣は、違法又は不当な第三十二条第一項の規定に基づく承認の処分が行なわれたときは、造成宅地等の適正な利用を確保するため必要な限度において、その承認の処分を取り消し、又は変更することができる。

(報告、勧告等)

第四十二条 建設大臣は施行者に対し、都道府県知事は施行者である市町村に対し、それぞれその施行する新住宅市街地開発事業に關し、この法律の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する新住宅市街地開発事業の施行の促進を

図るため必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

(関連公共施設等の整備)

第四十三条 国及び地方公共団体は、新住宅市街地開発事業の施行に關連して必要となる公共施設及び公益的施設の整備に努めるものとする。

(新住宅市街地開発事業と農地等の関係の調整)

第四十四条 建設大臣は、第三条の規定による決定をしようとする場合においては、あらかじめ、その決定に係る区域内の農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の規定による転用又は処分が制限される土地が新住宅市街地開発事業の用に供されることとなることについて、農林大臣に協議しなければならない。

2 建設大臣は、第三条の規定による決定をしようとする場合においては、あらかじめ、鉄道等の輸送施設の配置上の観点からする運輸大臣の意見をきかなければならない。

(施行者に関する特例)

第四十五条 第六条第二項の規定にかかわらず、新住宅市街地開発事業を施行すべきことについて都市計画として決定された区域内に政令で定める規模以上の一団の土地を有する法人で、新住宅市街地開発事業を行なうため必要な資金、信用及び技術的能力を有するものは、政令で定めるところにより、建設大臣の許可を受けて、その所有する土地及びこれに接続する公共施設の用に供する土地について

新住宅市街地開発事業を施行することができる。

2 前項の規定による施行者が施行する新住宅市街地開発事業については、第二章第一節、第二十二條第二項、第三十三條及び第三十八條並びに第四十一條第一項中事業計画の変更に係る部分の規定は、適用しない。

第四十六条 前条第一項の規定による施行者は、事業計画を定めようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとする場合(建設省令で定める軽微な變更をしようとする場合を除く)において、同様とする。

第四十七条 第四十五條第一項の規定による施行者は、第三十一條の規定に違反した者に対して、同條の譲渡契約を解除することができる。この場合においては、第三十三條第四項の規定を準用する。

第四十八条 第四十條及び第四十二條中市町村に係る部分は、第四十五條第一項の法人に準用する。

2 建設大臣は、第四十五條第一項の規定による施行者の施行する新住宅市街地開発事業について、その事業がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は事業計画若しくは処分計画に違反すると認める場合その他監督上必要がある場合においては、その事業の状況を検査することができる。

3 建設大臣は、第四十五條第一項の規定による施行者が第四十一條第一項の命令に従わない場合にお

いては、第四十五條第一項の許可を取り消すことができる。

(不動産登記法の特例)

第四十九条 施行地区内の土地及び建物の登記については、政令で不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の特例を定めることができる。

(大都市の特例)

第五十条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により、都道府県知事が処理し、又は管理し、及び執行することとされている新住宅市街地開発事業に關する事務(都道府県が施行する新住宅市街地開発事業に係る事務を除く)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、指定都市の長が行なうものとする。この場合においては、この法律又はこの法律に基づく政令中都道府県知事に関する規定は、指定都市の長に關する規定として指定都市に適用があるものとする。

(政令への委任)

第五十一条 この法律に特に定めるもののほか、この法律によりなすべき公告の方法その他この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第四章 罰則

第五十二条 第四十五條第一項の規定による施行者である法人の役員又は職員が新住宅市街地開発事業に係る職務に關し、賄賂を受受し、又は要求し、若しくは約束し

たときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行為をし、又は相当の行為をしないときは、七年以下の懲役に処する。

2 第四十五條第一項の規定による施行者である法人の役員又は職員であつた者がその在職中に請託を受けて新住宅市街地開発事業に係る職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことにつき賄賂を受受し、要求し、又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 第四十五條第一項の規定による施行者である法人の役員が新住宅市街地開発事業に係る職務に關し、請託を受けて第三者に賄賂を供与させ、又はその供与を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄賂は没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十三条 前条第一項から第三項までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第五十四条 第四十五條第一項の規定による施行者である法人が第三十條第一項の規定に違反して、造成施設等をこの法律又は処分計画に従わないうち処分したときは、その行為をした役員又は職員を一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項の規定による土地の立入りを拒み、又は妨げた者

二 第八條第一項に規定する場合において、市町村長の許可を受けず、又は都道府県知事の許可を受けず、土地に試掘等を行つた者

三 第十三條第四項の規定による命令に違反して、土地の原状回復をせず、又は建築物その他の工作物若しくは物件を移転せず、若しくは除却しなかつた者

四 第三十一條の規定に違反して、同条に規定する用途以外の建築物を建築した者

五 第三十二條第一項の規定に違反して、同項に掲げる権利の設定又は移転につき承認を受けず、造成宅地等又は造成宅地等である宅地の上に建築された建築物を権利者に引き渡した者

六 第三十二條第三項の規定により一定の期限までに一定の用途の建築物を建築すべきことを内容とする条件を附された者で、その条件に違反して、その用途以外の建築物を建築したもの

第五十六條 第十一條第二項又は第三十四條第四項の規定に違反して、第十一條第一項又は第三十四條第三項の規定による標識を移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十七條 第四十五條第一項の規定による施行者である法人が次の各号の一に該当する場合において、その行為をした役員又は職員を一万円以下の罰金に処する。

一 第四十一條第一項の規定による建設大臣の命令に違反したとき。

二 第四十二條の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

三 第四十八條第二項の規定による建設大臣の検査を拒み、又は妨げたとき。

第五十八條 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第十五條第一項の規定に違反して、届出をしないで土地建築物等を所有で譲り渡した者

二 第十五條第一項の届出について、虚偽の届出をした者

三 第十五條第三項の規定に違反して、同項の期間内に土地建築物等を譲り渡した者

四 第三十二條第一項の承認について、虚偽の申請をした者

第五十九條 次の各号の一に掲げる場合においては、第四十五條第一項の規定による施行者は、一万円以下の過料に処する。

一 第三十七條第一項の規定に違反して、簿書を備えず、又はその簿書に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

二 第三十七條第二項の規定に違反して、簿書の閲覧を拒んだとき。

第六十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第五十四條、第五十五條又は第五十七條に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

(旧土地台帳法等の特例)

2 施行地区内の土地及び建物に関する等法律(昭和三十五年法律第十四号)附則第三條第三号の規定により同法第二條の規定による廃止前の土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)及び家屋台帳法(昭和二十二年法律第三十一号)の規定が適用される場合においては、第四十九條中「登記」とあるのは「登記及び登録」と、「不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)」とあるのは「不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)並びに不動産登記法の一部を改正する等の法律(昭和三十五年法律第十四号)」第二條の規定による廃止前の土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)及び家屋台帳法(昭和二十二年法律第三十一号)」とす。

3 (都市計画法の一部改正)

4 (公有水面埋立法の一部改正)

5 (建設省設置法の一部改正)

6 (住宅金融公庫法の一部改正)

7 (農地法の一部改正)

8 (新住宅市街地開発事業(新住宅市街地開発法)の施行に関する事務を管理すること。

9 (新住宅市街地開発法)の施行に関する事務を管理すること。

10 (新住宅市街地開発法)の施行に関する事務を管理すること。

11 (新住宅市街地開発法)の施行に関する事務を管理すること。

12 (新住宅市街地開発法)の施行に関する事務を管理すること。

13 (新住宅市街地開発法)の施行に関する事務を管理すること。

14 (新住宅市街地開発法)の施行に関する事務を管理すること。

15 (新住宅市街地開発法)の施行に関する事務を管理すること。

16 (新住宅市街地開発法)の施行に関する事務を管理すること。

17 (新住宅市街地開発法)の施行に関する事務を管理すること。

18 (新住宅市街地開発法)の施行に関する事務を管理すること。

19 (新住宅市街地開発法)の施行に関する事務を管理すること。

20 (新住宅市街地開発法)の施行に関する事務を管理すること。

21 (新住宅市街地開発法)の施行に関する事務を管理すること。

22 (新住宅市街地開発法)の施行に関する事務を管理すること。

23 (新住宅市街地開発法)の施行に関する事務を管理すること。

24 (新住宅市街地開発法)の施行に関する事務を管理すること。

25 (新住宅市街地開発法)の施行に関する事務を管理すること。

26 (新住宅市街地開発法)の施行に関する事務を管理すること。

27 (新住宅市街地開発法)の施行に関する事務を管理すること。

28 (新住宅市街地開発法)の施行に関する事務を管理すること。

じ)の施行者が当該事業の目的に供するため農地を農地以外のものにする場合  
第五条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 新住宅市街地開発事業の施行者が当該事業の目的に供するため農地又は採草放牧地を取得する場合  
第七条第一項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 新住宅市街地開発事業の施行者が当該事業の目的に供するため所有する小作地又は小作採草放牧地  
第七十三条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 新住宅市街地開発事業の施行者が当該事業の目的に供するため土地等を取得する場合  
(土地区画整理法の一部改正)  
八 土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

九 日本住宅公団法(昭和三十年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡」

の下に(「新住宅市街地開発事業による宅地の造成及び譲渡を除く。」を、「第五号の施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡」の下に「新住宅市街地開発事業による施設の建設を除く。」を加える。

10 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。  
第三十一条第一項第一号中「首都圏市街地開発区域整備法(昭和三十三年法律第九十八号)の下に「新住宅市街地開発法(昭和三十三年法律第 号)を加える。

五月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。  
一 近畿圏整備法案

近畿圏整備法案  
近畿圏整備法

目次  
第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 近畿圏整備本部(第三条・第五条)

第三章 近畿圏整備審議会(第六条・第七条)

第四章 近畿圏整備計画(第八条・第十条)

第五章 近畿圏整備計画に基づく事業の実施(第十一条・第二十二條)

附則  
第一章 総則

(目的)  
第一条 この法律は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、

その実施を推進することにより、首都圏と並ぶわが国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ることを目的とする。

(定義)  
第二条 この法律で「近畿圏」とは、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の区域(政令で定める区域を除く。)を一体とした広域をいう。

2 この法律で「近畿圏整備計画」とは、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るため必要な近畿圏の整備及び開発に関する計画をいう。  
3 この法律で「既成都市区域」とは、大阪市、神戸市及び京都市の区域並びにこれらと連続する都市の区域のうち、産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で、政令で定めるものをいう。

4 この法律で「近郊整備区域」とは、既成都市区域の近郊で、第十一条第一項の規定により指定された区域をいう。  
5 この法律で「都市開発区域」とは、既成都市区域及び近郊整備区域以外の近畿圏の区域のうち第十二条第一項の規定により指定された区域をいう。

6 この法律で「保全区域」とは、近畿圏の地域内において文化財を保存し、緑地を保全し、又は観光資源を保全し、若しくは開発する必要がある区域で、第十四条第一項の規定により指定されたものをいう。

規定により指定されたものをいう。  
第二章 近畿圏整備本部  
(設置)  
第三条 国家行政組織法(昭和三十三年法律第二十号)第八条第一項の規定に基づいて、総理府の機関として、近畿圏整備本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)  
第四条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。  
一 近畿圏整備計画の立案及びその立案のため必要な調査を行なうこと。

二 近畿圏整備計画の実施に関し必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。  
三 近畿圏整備計画の実施を推進すること。  
四 その他近畿圏整備計画に関し、内閣総理大臣の権限に属する事務を処理すること

(組織)  
第五条 本部の長は、近畿圏整備部長とし、国務大臣をもつて充てる。  
2 近畿圏整備部長は、本部の事務を統括し、所部の職員の服務を監督する。

3 本部に、次長その他の職員を置く。この法律に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。  
第三章 近畿圏整備審議会  
(設置及び所掌事務)  
第六条 総理府に、附属機関として、近畿圏整備審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、近畿圏整備計画の策定及び実施に関する重要事項その他審議会の権限に属せられた事項について調査審議する。

3 審議会は、近畿圏整備計画の策定及び実施に関する重要事項について内閣総理大臣に意見を述べることが出来る。  
(組織及び運営)  
第七条 審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員三十三人以内で組織する。  
一 関係行政機関の職員 十一人以内

二 関係府県の知事及び関係指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。)の市長 十一人以内  
三 学識経験のある者 十一人以内

2 審議会の委員は、非常勤とする。  
3 学識経験のある者のうちから任命される審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の審議会の委員は、再任されることができる。  
5 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 近畿圏整備計画  
(近畿圏整備計画の内容)  
第八条 近畿圏整備計画は、基本整備計画及び事業計画とする。

2 基本整備計画には、近畿圏における人口の規模及び配分、産業の配置、土地、水その他の資源の保全及び開発、都市の整備及び開発、交通体系の確立等に関する総合的、かつ、基本的な方針を定めるとともに、当該方針に基づき、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域の指定に関する事項並びに産業基盤施設、国土保全施設、住宅及び生活環境施設、教育施設、観光施設その他の施設で、広域性を有し、かつ、根幹となるべきものとして政令で定めるものに関する整備及び開発に関する計画を定めるものとする。

3 事業計画は、基本整備計画の実施のために必要な毎年度の事業で、政令で定めるものについての計画とする。

4 近畿圏整備計画は、文化財の保存について適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

第九條 近畿圏整備計画の立案及び決定（近畿圏整備計画の立案及び決定）

第九條 近畿圏整備計画は、近畿圏整備計画を立案するに必要と認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係のある事業者を営む者（以下「関係事業者」という。）に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 近畿圏整備計画は、内閣総理大臣が、関係府県、関係指定都市及び審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議して決定するものとする。

3 内閣総理大臣は、近畿圏整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、総理府令の定めるところにより公表しなければならない。

4 前項の規定により公表された事項に關し利害關係を有する者は、公表の日から三十日以内に、総理府令の定めるところにより内閣総理大臣に意見を申し出ることができ

5 前項の規定による申出があつたときは、内閣総理大臣は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。

（近畿圏整備計画の変更）

第十條 近畿圏整備計画は、情勢の推移により適當でなくなつたとき、その他これを變更することが適當であると認められるときは、變更することができ

2 前條の規定は、近畿圏整備計画の變更について準用する。

第五章 近畿圏整備計画に基づく事業の実施

（近郊整備区域の指定）

第十一條 内閣総理大臣は、既成都市区域の近郊で、当該既成都市区域の市街地の無秩序な拡大を防止するため、計画的に市街地として整備する必要がある区域を近郊整備区域として指定することができる。

2 内閣総理大臣は、近郊整備区域を指定しようとするときは、関係地方公共団体及び審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 近郊整備区域の指定は、内閣総理大臣が総理府令の定めるところにより告示することによつて、その効力を生ずる。

（都市開発区域の指定）

第十二條 内閣総理大臣は、既成都市区域への産業及び人口の過度の集中傾向を緩和し、近畿圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため必要があると認めるときは、既成都市区域及び近郊整備区域以外の近畿圏の地域のうち、工業都市、住居都市その他の都市として開発することを必要とする区域を都市開発区域として指定することができる。

2 前條第二項及び第三項の規定は、前項の都市開発区域の指定について準用する。

（近郊整備区域等の整備等に関する法律）

第十三條 前二條に定めるもののほか、近郊整備区域内及び都市開発区域内における宅地の造成その他近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に關し必要な事項は、別に法律で定める。

（保全区域の指定）

第十四條 内閣総理大臣は、近畿圏の地域内において文化財を保存し、緑地を保全し、又は観光資源を保全し、若しくは開発する必要があると認める区域を保全区域として指定することができる。

2 第十一條第二項及び第三項の規定は、前項の保全区域の指定について準用する。

（工場、学校等制限区域）

第十五條 既成都市区域への産業及び人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備及び改善を図るため、大規模な工場、学校その他人口の増大をもたらす原因となる施設の新設又は増設を制限する必要があるときは、別に法律で定めるところにより、当該施設の新設又は増設を制限する必要がある既成都市区域内の区域を工場、学校等制限区域として指定することができる。

2 工場、学校等制限区域内における施設の新設又は増設の制限に關し必要な事項は、別に法律で定める。

（事業の実施）

第十六條 事業計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に關する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。

（協力及び勧告）

第十七條 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本整備計画及び事業計画の実施に關し、できる限り協力しなければならない。

2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は関係事業者に対し、基本整備計画又は事業計画の実施に關し勧告し、及びその勧告によつて採られた措置その他基本整備計画又は事業計画の実施に關する状況について報告を求めることができる。

（基本整備計画に關する施策の立案及び勧告）

第十八條 内閣総理大臣は、近畿圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認めるときは、審議会の意見をきいて基本整備計画に關する総合的な施策を立案し、これに基づいて関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、勧告し、及びその勧告によつて採られた措置について報告を求めることができる。

（国の普通財産の譲渡）

第十九條 国は、事業計画に基づく事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

（近畿圏整備計画の実施に要する経費）

第二十條 政府は、近畿圏整備計画を実施するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内に於いて、その実施を促進することに努めなければならない。

（企業債）

第二十一條 地方公共団体が事業計画に基づいて行なう地方公營企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）に規定する地方公營企業の建設、改良等に要する資金に充てるための地方債で内閣総理大臣と自治大臣とが協議して定めるものについては、同法附則第二項の規定の適用がある間は、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、地方自治法第二百五十条に規定する許可を与えるものとする。

(北陸地方開発促進計画との調整)  
第二十二条 北陸地方開発促進計画と近畿圏整備計画との調整は、内閣総理大臣が北陸地方開発審議会及び審議会の意見をきいて行なうものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十八年七月一日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、政令で定める日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する政令は、近畿圏整備計画が四国地方開

発促進計画のうち特にこれと密接な関連を有するものについて十分考慮して作成された後、これに基づく事業と四国地方開発促進計画に基づく事業との実施がともに円滑に行なわれるような時期において、定めるものとする。

(総理府設置法の一部改正)  
総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条・第十六条の二」に改める。

第十五条第一項の表中

北陸地方開発審議会

北陸地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十一号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

北陸地方開発審議会

北陸地方開発促進法(昭和三十五年法律第七十一号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

近畿圏整備審議会

近畿圏整備法(昭和三十八年法律第 号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

第十六条の見出しを「(日本学術会議)」に改め、第二章第三節同条の次に次の一条を加える。

(近畿圏整備本部)

第十六条の二 総理府の機関として、近畿圏整備本部を置く。

2 近畿圏整備本部は、近畿圏の整備に関する総合的な計画を策

定し、その実施を推進するための機関とする。

3 近畿圏整備本部の組織及び所掌事務については、近畿圏整備法の定めるところによる。

第十九条第三項中「外局」を「機関」に改める。

第二十三条中「委員並びに」を「委員、」に改め、「議員」の下に

「並びに近畿圏整備長官」を加える。

附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6 当分の間、第二十三条に規定する定員は、同条及び前項の規定による定数に二十人を加えたものとする。

(国土総合開発法の一部改正)

4 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「又は北陸地方開発促進計画」を「北陸地方開発促進計画又は近畿圏整備計画」に改める。

5 (四国地方開発促進法の一部改正)  
四国地方開発促進法(昭和三十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「、高知県及び和歌山県」を「及び高知県」に改める。

第六条第一項中「三十二人以上」を「三十一人以上」に改め、同条第二項第四号中「五人」を「四人」に改める。

6 (水資源開発促進法の一部改正)

水資源開発促進法(昭和三十六年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

3 近畿圏整備計画と基本計画との調整は、内閣総理大臣が近畿圏整備審議会と審議会の意見をきいて行なうものとする。



昭和三十八年五月二十日印刷

昭和三十八年五月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局